

## 市第126号議案「横浜市道路占用料条例の一部改正」について

### 1 占用料に関する道路法施行令の改正内容【平成20年1月18日公布、平成20年4月1日施行】

#### (1) 改正の趣旨及び背景

- ア 平成8年4月に改定されて以降、占用料の見直しが行われておらず、近年の全国的な地価水準の下落が反映されていないこと
- イ 市町村合併の進展等があり、地域ごとの見直しが必要になったこと

#### (2) 具体的な改正内容

- ア 占用料の改正
- イ 語句の修正
- ウ 新たな占用物件「応急仮設建築物」の追加

### 2 占用料に関する道路法施行令の改正に伴う本市の対応

#### (1) 占用料の改正について

- ・本定例会以降に改正を予定しており、本定例会では改正を行いません
- 〈理由〉

- ア 国が算出している固定資産税評価額と本市などの大都市の評価額が、大きくかけ離れており、国に準じた改正を行うと本市財政に与える影響が大きいこと
  - イ 本市以外の各自治体とも、現在、検討をはじめたところであり、他の大規模な政令市との均衡を図る必要があること
- ※ 今後、様々な角度から適正な占用料設定について検討

#### (2) 語句の修正及び新たな占用物件の追加関連

4月1日の政令施行時に、政令と本市条例の整合がとれなくなるため、支障となる部分の改正を行います

##### ア 語句の修正

条例別表の「旗ざお」「幕」などについての規定中、「縁日等」を「縁日その他の催し」に改正

##### イ 新たな占用許可物件「応急仮設建築物」の追加に伴う号数整理

現 行	占 用 物 件 名	改正後
令第7条第 <u>8</u> 号に掲げる器具	自転車等駐輪器具置場	新 <u>9</u> 号
令第7条第 <u>9</u> 号に掲げる施設	自動車専用道路等に設ける店舗等	新 <u>10</u> 号
令第7条第 <u>10</u> 号に掲げる施設	自動車専用道路等に設ける給油所等	新 <u>11</u> 号

ウ 条例の施行日 平成20年4月1日